

北広島市大曲地区小中学校 学校いじめ防止基本方針

—すべての児童生徒が笑顔で生活を送れるように—



大曲小学校



大曲東小学校



大曲中学校



北広島市大曲地区小中学校

学校いじめ防止基本方針

(令和3年5月一部改訂)

＝ 目 次 ＝

- 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの基本認識
- 4 未然防止—いじめを許さない学校づくり—
- 5 早期発見—いじめのサインの把握—
- 6 早期対応—いじめ対応マニュアル—
- 7 教職員研修の充実—教師の指導力向上に向けて—
- 8 いじめの認知（追加）
- 9 重大事態の対応（追加）
- 10 ネットのマナーについての指導（追加）
- 11 新型コロナウイルス感染症に対するいじめや偏見、差別への対応（追加）
- 12 関係機関との連携

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期解消に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組については、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」「自己存在感をもち、互いの違いを認め合い、支え合うことができる環境づくり」に努めなければならない。未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

2 いじめの定義

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義づけられている。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応するものとする。

《参考》【「いじめ防止対策推進法（平成25年制定）」「北海道いじめ防止基本方針（平成29年改訂）」より】

3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期解消」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権に係わる重大な問題であり、絶対に許されない行為である。
- ③ いじめは加害と被害という二者関係だけではなく、「観衆」の存在や「傍観者」の存在についても問題視していく必要がある。
- ④ いじめは単に児童生徒だけの問題ではなく、パワハラやセクハラ等、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、窃盗等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめが解消しているかどうかについて、一定期間注視する必要がある。
- ⑦ いじめの根絶を目指し、児童生徒の自己有用感を育む取組を、学校、家庭、地域社会などの関係者が相互の連携協力の下、社会全体で進める必要がある。

4 未然防止 —いじめを許さない学校づくり—

いじめの根絶に向けて、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」「自己存在感をもち、互いの違いを認め合い、支え合うことができる環境づくり」に取り組む必要がある。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的な取組を計画・実施する必要がある。

教育活動

児童生徒の意識啓発指導

- ・日常生活での人権意識の指導
- ・「考え、議論する道徳」の推進

一人一人を大切にした学級経営

- ・認め合う支持的風土
- ・自己有用感、自己肯定感の醸成
- ・自己の在り方を見つめさせる指導
- ・個に応じた学習指導

集団活動・体験活動の推進

- ・生き方や社会性、道徳性を培う指導
- ・ボランティア活動

指導体制

指導計画の作成

- ・指導方針、指導体制、指導計画

全教職員の一致した協力体制

- ・小さな芽に一つ一つ対応する姿勢

積極的生徒指導

- ・個性を認め合い、尊重し合う態度

実践的な校内研修

- ・児童生徒理解の手立て
- ・事例研究の積み重ね

実態把握・情報収集

- ・アンケート実施、日常的な観察と連携



教育相談

教育相談の体制づくり

- ・教育相談の年間計画への位置づけ
- ・コーディネーターによる相談活動

専門的力量

- ・児童生徒に寄り添う相談活動の実施
- ・全教職員が相談の担当者である認識
- ・理論研修会等の実施

心がふれあう相談活動

- ・時間の確保と信頼関係の醸成
- ・関係機関との連携、相談

家庭・地域との連携

家庭との連携

- ・懇談や通信を活用した理解・啓発活動の推進

地域との連携

- ・健連協組織を活かした見守り
- ・民生委員児童委員協議会との連携

関係機関との連携

- ・教育相談機関
- ・北広島市教育委員会
- ・防犯協会 等

5 早期発見 いじめのサインの把握

いじめは、早期に発見することが、早期の解消につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは、インターネット上を含め、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを十分に認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

学校でのいじめのサイン

- 遅刻、早退が増える
- その児童生徒の持ち物がかくされたりする
- 一人の発言に大多数が反対することが多くなる
- その児童生徒が教室に入ると、全員が「ひく」ように雰囲気が変わる
- 普段と違い一人でいることが多い

学校での実態把握の方法

- いじめアンケート調査
- 教育相談
- 日常観察
- 教師間の情報交換（日常の情報交換）
- 職員朝会での報告・交流
- 定期的な生徒指導連絡会の開催
 - ※ 組織名は学校によって変わる
- 保健室等からの情報・交流



家庭でのいじめのサイン

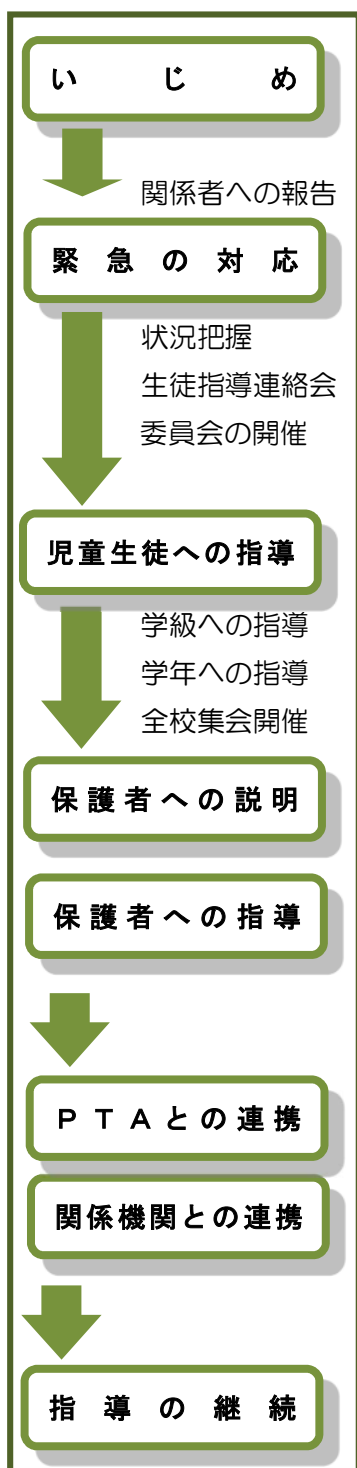
- 学校へ行きたがらない
- いたずらされ、ものが壊される
- 保護者の学校への出入りを嫌う
- 保護者にかくしごとをする
- 先生や友達を批判する
- 服が汚れる、身体に傷がある
- 外出したくない

地域からの情報

- 公園で一人の子を何人かで囲んで言い合ったりこづいたりしている
- コンビニでジュースやお菓子をおごらせている
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている
- 道ばたで一人ぼつんとしている

6 早期対応 —いじめの対応マニュアル—

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。



1 いじめ問題を察知する

- (1) 保護者の訴え、児童生徒本人からの訴えや相談、周囲の児童生徒からの通報、教師による察知など
- (2) けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する

2 緊急の対応

- (1) 事実関係を把握し報告する。
担任 ⇒ 学年主任・指導部 ⇒ 学年部会 ⇒ 生徒指導部 ⇒ 教頭・主幹教諭 ⇒ 校長
- (2) 今後の対応（いじめ対策特別委員会の招集）
 - ① 生徒指導連絡会＝校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・(必要に応じて) 該当担任及びカウンセラー等参加
 - ② 事実関係の把握と指導方針について協議・職員への周知
 - ③ 重大事態に対する見極めと判断を行う。

3 当該児童生徒・全体への指導

- (1) 問題点を明らかにしながらも、心を育む指導に努める
- (2) 被害児童生徒、加害児童生徒、観衆、傍観者への適切な指導を行う
- (3) 必要に応じて、複数の教師が指導にあたるなど、組織的な対応をする

4 保護者への説明及び指導

- (1) 当該児童生徒（被害児童生徒、加害児童生徒）保護者
 - ① 事実及び指導の経過・今後の対応について説明し、理解と協力を得る
 - ② 状況に応じて、教頭（校長）・主幹教諭・生徒指導主事・該当学年主任・該当担任が話し合いに参加する
- (2) 保護者にいじめの実態と学校の指導方針、指導経過について説明し、理解と協力を得る
- (3) 事実関係の説明・質疑・今後の生活等についての話し合い

5 PTA等への説明と協力の依頼

- (1) PTAと連携し、解決に向けて協力を得る
- (2) 北広島市教育委員会と連携し、解決を図る

6 指導の継続

- (1) 指導経過の観察と報告をする
担任 ⇒ 学年部・学年指導部 ⇒ 生徒指導部 ⇒ 主幹教諭・教頭・校長
- (2) いじめ問題は、解決までに時間を要するととらえ、継続観察・継続指導を行う（少なくとも3ヶ月の注視）

7 教職員研修の充実—教師の指導力向上に向けて—

「いじめチェックリスト」等を活用し、日常からいじめの認知に努めるとともに、本資料を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ることが必要ととらえている。

また、教職員一人一人に様々な教育相談スキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

いじめチェックリスト

《学級活動の様子から》

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

《行動の様子から》

- わざとらしくはしゃいでいる
- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても愛想笑いをしている
- 友だちに悪口を言われても愛想笑いをしている

《授業中・休み時間の様子から》

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされる。
- 教職員がほめると冷やかされる。
- 一人でいることが多い
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員の近くにいたがる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 他の生徒の机から机を少し離している

《その他》

- 給食時、好きな物を他の生徒にあげる
- 給食時、好きな物を他の生徒にあげる
- 給食時、食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 給食時、食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 清掃時、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 清掃時、いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多く、やめると言い出す
- 部活動を休むことが多く、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- 服に靴の跡がついている

8 いじめの認知

かつてのいじめの定義には、「自分より弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、いじめ防止対策推進法第2条第1項には、こうした要素は含まれておらず、いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

こうしたことを踏まえ、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し、見守り、指導し、解決につなげることが重要であり、いじめを積極的に認知する必要があります。

9 重大事態の対応

重大事態とは、次の場合をいう。

○いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時。

○いじめにより、在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することがある時。

(いじめ防止対策推進法第28条)

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校が「重大事態と言えない」としても、重大事態が発生したものとして扱う。

①重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告、協議の上、調査主体を決定する。

②第三者の参加を図った調査班を組織するなど、事実の把握に努める。

③児童生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

④いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供するとともに、必要に応じて経過報告する。

⑤教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。

⑥必要に応じて調査結果を公表し、説明責任を果たす。

10 ネットのマナーについての指導

インターネット上のいじめやトラブルの未然防止のため、児童生徒に対して携帯電話やスマートフォンの正しい使い方を理解させる情報モラル教育などを推進するとともに、保護者に対しても危険性や指導の必要性について理解を求めていくよう努める。

○日常的、計画的に情報モラル教育を進める。

○きたひろしまアンビシャス4ルールの啓発に取り組む。

○保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。

○不適切な書き込み等を発見した場合は、保護者の協力のもと、教育委員会等関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

11 新型コロナウイルス感染症に対する いじめや偏見、差別への対応

子どもやその家族等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等にあわぬよう、適切な知識を基にした指導を行うなどを通じてそれらの防止に努める。

- 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる人々とその家族に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではないとの考えを周知徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じて指導を行う。

12 関係機関との連携

いじめの背景には、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合も多く、市の児童家庭課や福祉課、民生委員児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

北広島市内の相談機関

- 北広島市教育委員会 子どもサポートセンター（北広島市中央4丁目2番1）
Tel(011)372-3311 内線4823・4825 Fax(011)372-4525
- 教育相談電話（適応指導教室「みらい塾」：北広島市朝日町5丁目1番地3）
Tel(011)372-7733 10:00～14:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道内の相談機関

- 中央児童相談所（札幌市中央区円山西町2丁目1番1号）
Tel(011)631-0301 Fax(011)631-4154
- 北海道立教育研究所（子ども専用フリーダイヤル）
Tel(0120)3882-86 毎日 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
Tel(0120)3882-56 『子ども相談支援センター』毎日24時間対応
- 石狩教育局教育相談電話
Tel(011)221-5297 9:30～16:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
- 北海道警察本部（少年相談110番）
Tel(0120)667-110 8:45～17:30（時間外・土・日・祝日は留守電）
- 北海道立特別支援教育センター
Tel(011)612-5030 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

